



遵守事項

- (1) 本届出行為の終了後は速やかに片付け、撤収を行います。
- (2) 本行為に係る行為により河川管理施設等に損害をあたえた場合は速やかに報告し、河川管理者の指示に従います。
- (3) 本届出行為に係る一切の事故および安全管理については届出者において責任を負います。
- (4) 不時の出水およびダム等の放流による水位上昇、下降には十分注意を払います。
- (5) 気象情報を常に把握し、大雨、洪水などにより増水した際、また大雨洪水警報発令中は当該行為を中止します。
- (6) 本届出行為が河川管理上支障となった場合は、河川管理者の指示に従います。

添付資料 1

